

株 主 各 位

兵庫県たつの市新宮町平野60番地  
株式会社 **帝国電機製作所**  
代表取締役社長執行役員 頃 安 義 弘

## 第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場をできる限り見合わせていただき、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時  
2. 場 所 兵庫県たつの市新宮町平野60番地  
当社工場事務所棟3階誠和ホール

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第118期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第118期連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び株主様の安全確保のため、本株主総会会場へのご来場は極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

なお、ご来場される場合におきましても、来場時の体温測定、アルコール消毒液の使用、マスク着用等へのご協力をお願いいたします。37.5℃以上の発熱が確認された方等は、ご入場をお断りする場合がございます。また、接触リスク低減のため座席数が少なくなることから、入場制限を行わせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.teikokudenki.co.jp/>) への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。  
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.teikokudenki.co.jp/>) に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

開催日時

**2022年6月29日(水曜日)**  
午前10時

**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2022年6月28日(火曜日)**  
午後5時到着分まで

**インターネット等で議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2022年6月28日(火曜日)**  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--	--	--

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1号議案、第2号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**第3号議案、第4号議案**

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

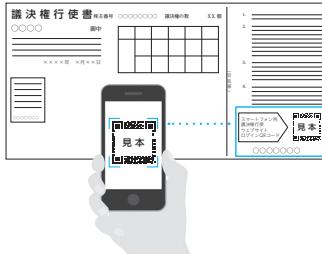
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

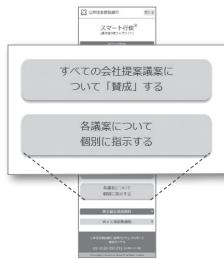
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

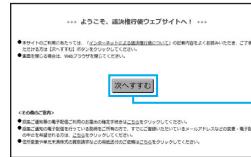
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、一進一退の状況が続いたものの、経済活動は正常化に向かいつつあります。一方、世界的な需要回復によりサプライチェーンが逼迫する中、ロシアによるウクライナ侵攻という地政学リスクが顕在化し、さらなる資源価格の上昇をもたらす等、世界経済の先行き不透明な状況は続いております。

このような状況下で、当社グループは、「すべてのステークホルダーの満足度向上」を中期ビジョンとして掲げ、3ヶ年の中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）を開始し、キャンドモータポンプの販売拡大に加え、業務改革、人材育成等に取り組んでまいりました。当社グループの主力となるポンプ事業については、中国や米国市場といった経済活動の再開が早い地域を中心に堅調に推移いたしました。一方で、電子部品事業においては、サプライチェーン逼迫等による自動車の減産の影響が続き、厳しい環境となりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は22,244百万円（前期比11.7%増加）となりました。

利益面につきましては、主にポンプ事業の中国市場における需要好調を背景とした売上の増加及び採算の改善等により営業利益は2,494百万円（同10.2%増）、為替差益154百万円の発生等により、経常利益は2,953百万円（同17.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,987百万円（同14.5%減）となりました。

なお、前期においては、中国の修理子会社の清算を行ったことに伴い、販売費及び一般管理費において391百万円、法人税等において469百万円の未払税金の取崩しを計上しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

### ポンプ事業

ポンプ事業は、主に中国市場においてケミカル機器キャンドモータポンプの売上が増加したこと等から堅調に推移しました。

その結果、売上高は20,365百万円（前期比13.8%増）、連結売上高に占める割合は91.5%となりました。また、営業利益は、主に中国市場における売上の増加等により粗利率が改善したことから、2,443百万円（同9.2%増）となりました。

### 電子部品事業

電子部品事業は、部品不足等による生産停滞や収益認識基準変更の影響等により、売上高は1,528百万円（前期比3.5%減）、連結売上高に占める割合は6.9%となりました。

一方、営業利益は、自動車減産や原材料価格の高騰により厳しい状況が続いているものの、製品単価の見直しを行い、当第4四半期において黒字化したことから、19百万円（前期は41百万円の営業損失）となりました。

### その他

その他は、ブレーキモータの生産終了により、売上高は350百万円（前期比18.6%減）、連結売上高に占める割合は1.6%となりました。

また、営業利益は、売上の減少及び粗利率の悪化により、32百万円（同52.2%減）となりました。

### セグメントの売上の状況

セグメント	連結売上高	前連結会計年度比		構成比
		増減額	増減率	
ポンプ事業	20,365百万円	2,470百万円	13.8%	91.5%
電子部品事業	1,528百万円	△56百万円	△3.5%	6.9%
その他	350百万円	△80百万円	△18.6%	1.6%
合計	22,244百万円	2,334百万円	11.7%	100.0%

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、1,132百万円であります。

その主なものは、当社において技術開発センターの移設に461百万円を、子会社の平福電機製作所において生産ラインの効率化及び品質対応のためのリース資産に174百万円を、それぞれ投資いたしました。

- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	22,264,576	23,576,096	19,910,021	22,244,497
経 常 利 益(千円)	2,225,933	3,829,016	2,513,427	2,953,749
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,016,514	3,155,250	2,324,628	1,987,699
1株当たり当期純利益(円)	51.44	159.85	118.08	103.29
総 資 産(千円)	34,310,406	34,777,850	35,631,857	39,001,124
純 資 産(千円)	24,814,588	27,051,009	28,834,917	30,291,067
1株当たり純資産額(円)	1,249.86	1,367.80	1,459.79	1,579.60

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度から適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社協和電機製作所	10,000千円	100%	昇降機、コイル捲線、回転計用発電機の製造
上月電装株式会社	10,000千円	100%	ポンプ組立、機械加工、電磁ブレーキの製造、プレス加工
株式会社帝伸製作所	10,000千円	100%	ポンプ組立、機械加工
株式会社平福電機製作所	20,000千円	100%	自動車用電装品、産業機器用基板の製造
TEIKOKU USA INC.	5,800 千米ドル	100%	キャンドモータポンプの製造・販売及び修理サービス、電力関連機器ポンプ等の販売
大連帝国キャンドモータポンプ有限公司	51,000 千人民元	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプの製造・販売及び修理サービス
台湾帝国ポンプ有限公司	26,500 千台湾ドル	※ 100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
TEIKOKU SOUTH ASIA PTE LTD.	142 千シンガポールドル	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売
TEIKOKU ELECTRIC GmbH	950 千ユーロ	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売
TEIKOKU KOREA CO.,LTD.	400,000 千韓国ウォン	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
HYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.	102 千インドルピー	51%	キャンドモータポンプの製造・販売及び修理サービス

(注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社11社を含め計12社であります。

2. ※印は子会社による所有比率を表示しています。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは更なる企業価値向上のために次の点に注力いたします。

##### ① 強固な企業体質の構築による収益力強化

国内外の景気動向等経営環境の変化に左右されない強固な企業体質を構築し、収益力を強化するために、顧客ニーズに合った技術開発の促進や、より一層の品質の向上に努めるとともに、グローバルな生産・販売・サービス体制をより一層強化してまいります。加えて、設計・製造段階における原価低減や販管費等のコスト削減に努めてまいります。

##### ② 人材育成

会社が存続し持続的に発展していくために、人材育成は最重要課題の1つであります。多様な人材の採用、育成を計画的・持続的に推進し、人材に投資していくとともに、能力に応じた活躍の場の提供、働き方改革推進等、従業員が働きやすい職場環境の整備をあわせて進めてまいります。

##### ③ E S Gの積極的推進

会社の持続的な成長と社会のサステナビリティへの貢献の両立を推進してまいります。当社の主力製品であるキャンدمータポンプは、完全無漏洩構造であることから、環境負荷の高い液体を漏らすことなく移送することが可能であります。このポンプを世界中に拡販していくことが当社のミッションであり、事業を通じて地球環境や世界の人々の安全に貢献してまいります。また、社内においてもCO<sub>2</sub>削減、ダイバーシティ推進に加え、コンプライアンス強化をはじめとしたコーポレート・ガバナンスの強化に継続して取り組む等、E S Gの各分野に適切に対応してまいります。

##### ④ 新型コロナウイルスに対する取り組み

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない中、各国の対応状況は変化しつつあるものの、引き続きこの対策は当事業の課題となっております。基本的な感染対策（マスク着用、消毒等）の徹底、テレワークでの勤務や時差出勤に加え、各種会議のオンラインでの実施、お客様との電話・TV会議を通じた打合せ等、感染防止に最大限留意しつつ政府方針や社会動向を注視のうえ、適宜適切な対応をとりながら業務を推進してまいります。

なお、当社製品の性能試験に係る不適切行為の再発防止策として、2022年2月2日に開示した「当社製品の性能試験に係る不適切行為について（開示事項の経過）」のとおり、コンプライアンス意識向上、キャンدمータポンプの一部の機種のパフォーマンス試験における作業手順の文書化、性能試験設備の改善、品質管理体制の強化を実施しております。二度とこのようなことが発生しないよう今後も継続してコンプライアンスの強化に努めてまいります。なお、コンプライアンス意識向上への取り組みについては、「2. 会社の現況 (6)業務の適正を確保するための体制の運用状況」をご参照ください。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社12社の計13社で構成され、下記製品の製造及び販売を主たる事業としております。

事業区分	主要製品
ポンプ事業	
キャンドモータポンプ	ケミカル機器キャンドモータポンプ 高圧ガス機器キャンドモータポンプ 冷凍機・空調機器キャンドモータポンプ 半導体機器キャンドモータポンプ 電力関連機器キャンドモータポンプ
定量ポンプ	ケミカル機器定量ポンプ 高圧ガス機器定量ポンプ 半導体機器定量ポンプ 発泡装置用定量ポンプ
その他のポンプ	電力関連機器ポンプ その他ポンプ
電子部品事業	
自動車用電装品	コントロールユニット カーエレクトロニクス
産業機器用基板	シーケンサ用基板
その他	
特殊機器	昇降機他

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

株式会社帝国電機製作所	本社・研究開発センター	兵庫県たつの市新宮町平野60番地
	営業所	西部営業所(本社内)、大阪営業所(大阪市中央区)、東京営業所(東京都中央区)、名古屋営業所(名古屋市中区)、九州営業所(北九州市小倉北区)
	工場	新宮工場(本社)、東京サービス工場(埼玉県草加市)、光都工場(兵庫県たつの市)
	出張所	千葉出張所(千葉市美浜区)、埼玉出張所(埼玉県草加市)

② 重要な子会社

株式会社協和電機製作所	本社	兵庫県養父市大屋町夏梅12番地
上月電装株式会社	本社	兵庫県たつの市新宮町光都3丁目29番1号
株式会社帝伸製作所	本社	兵庫県たつの市新宮町吉島440番地
株式会社平福電機製作所	本社	兵庫県揖保郡太子町福地745-1
	工場	太子工場(本社)、光都工場(兵庫県たつの市)
TEIKOKU USA INC.	本社	アメリカ合衆国テキサス州
	工場	ペンシルバニア工場
大連帝国キャンドモータポンプ有限公司	本社	中華人民共和国大連市
	営業所・出張所	大連(本社内)、北京、太原、鄭州、新疆、西安、済南、青島、上海、杭州、南京、無錫、福州、広州、成都
	工場	大連工場(本社)
台湾帝国ポンプ有限公司	本社	中華民国(台湾)台北市
	工場	修理工場(高雄市)
TEIKOKU SOUTH ASIA PTE LTD.	本社	シンガポール共和国
TEIKOKU ELECTRIC GmbH	本社	ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市
TEIKOKU KOREA CO.,LTD.	本社	大韓民国ソウル特別市
HYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.	本社	インド共和国タネ市
	工場	インド工場(タネ市)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,273名 [110名]	6名増 [15名増]

(注) 従業員数は就業員数であり、パート・嘱託社員等の臨時雇用者は[ ]内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
321名 [17名]	3名増[2名減]	38.9歳	15.7年

(注) 従業員数は就業員数であり、社外への出向者19名は含んでおりません。  
なお、パート・嘱託社員等の臨時雇用者は[ ]内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社百十四銀行	240,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円
その他	79,380千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 69,200,000株
- ② 発行済株式の総数 20,440,038株
- ③ 株主数 10,492名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 電 機 株 式 会 社	2,286,400株	12.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,515,300株	7.97%
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	1,443,000株	7.59%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	1,277,245株	6.72%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	866,002株	4.56%
N I P P O N A C T I V E V A L U E F U N D P L C	689,200株	3.63%
徳 永 耕 造	538,900株	2.84%
刈 田 耕 太 郎	453,244株	2.38%
A V I J A P A N O P P O R T U N I T Y T R U S T P L C	436,050株	2.29%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	410,000株	2.16%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,435,876株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。  
 3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行について決議し、以下のとおり発行いたしました。

(1)発行した株式の種類及び数	当社普通株式 16,600株
(2)発行価額	1株につき1,289円
(3)発行価額の総額	21,397,400円
(4)株式の割当ての対象者	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名

- ⑥ その他株式に関する重要な事項

- 当社は、2021年3月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

(1)取得した株式の種類	当社普通株式
(2)取得した株式の総数	607,700株
(3)株式の取得価額の総額	799,997,900円
(4)取得期間	2021年3月9日～2021年10月20日
(5)取得方法	東京証券取引所における市場買付

- 当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく、自己株式の取得について決議し、当事業年度においては、以下のとおり取得いたしました。

(1)取得した株式の種類	当社普通株式
(2)取得した株式の総数	97,500株
(3)株式の取得価額の総額	137,087,600円
(4)取得期間	2022年2月10日～2022年3月31日
(5)取得方法	東京証券取引所における市場買付

(ご参考)

2022年2月9日開催の取締役会における決議内容

(1)取得する株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	800,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.2%)
(3)株式の取得価額の総額	800,000,000円（上限）
(4)取得期間	2022年2月10日～2022年10月31日
(5)取得方法	東京証券取引所における市場買付

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	頃 安 義 弘	
取締役常務執行役員	舟 橋 正 晴	生産本部長
取締役常務執行役員	村 田 潔	総務本部長
取締役執行役員	佐 藤 哲 造	営業本部長、 大連帝国キャンドモータポンプ有限公司董事長
取締役執行役員	加 減 孝 司	技術開発本部長
取締役 (常勤監査等委員)	阿 部 孝 司	
取締役 (監査等委員)	林 晃 史	弁護士 (弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長)、株式会社F・O・ホールディングス社外取締役、三輪運輸工業株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	川 島 一 郎	
取締役 (監査等委員)	沖 剛 誠	公認会計士 (沖公認会計士事務所所長)、岡野食品ホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、加減孝司氏は取締役 (常勤監査等委員) を辞任により退任し、取締役執行役員に就任いたしました。
2. 2021年6月29日開催の第117期定時株主総会において、阿部孝司氏が取締役 (監査等委員) に新たに選任され、就任いたしました。
3. 2021年6月29日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、取締役会長白石邦記氏は任期満了により退任いたしました。
4. 2021年6月29日付で、舟橋正晴氏は取締役執行役員から取締役常務執行役員に就任いたしました。
5. 2021年6月29日付で、村田 潔氏は取締役執行役員から取締役常務執行役員に就任いたしました。

6. 当事業年度における取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
頃安義弘	技術開発本部長	—	2021年6月29日

- 取締役（監査等委員）林 晃史氏、取締役（監査等委員）川島一郎氏及び取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、社外取締役であります。
- 当社は、取締役（監査等委員）林 晃史氏、取締役（監査等委員）川島一郎氏及び取締役（監査等委員）沖 剛誠氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 当社は、取締役（監査等委員）林 晃史氏、取締役（監査等委員）川島一郎氏及び取締役（監査等委員）沖 剛誠氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
- 情報収集の充実を図り、監査等委員会の円滑な運営を行うために、阿部孝司氏を常勤監査等委員として選定しております。
- 取締役兼務者を除く2022年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地	位	氏名	担当
執	行	杉本洋一郎	営業本部副本部長、 大連帝国キャンドモータポンプ有限公司総経理

## ② 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 頃安義弘氏、舟橋正晴氏、村田 潔氏、佐藤哲造氏及び加減孝司氏並びに取締役（監査等委員）阿部孝司氏、林 晃史氏、川島一郎氏及び沖 剛誠氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が取締役に対して責任追及を行った場合や取締役が職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合等における防御費用等については補償の対象外とすること等、一定の制限を設けております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社全ての取締役、監査役、執行役員及び管理職の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して

おります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

④ 取締役を支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。)	136,363	71,875	55,068	9,419	6
取締役(監査等委員)(うち社外取締役)	32,000 (18,000)	32,000 (18,000)	-	-	5 (3)
合計	168,363	103,875	55,068	9,419	11

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員を除く。)1名が含まれております。また、当事業年度中に取締役(監査等委員)を退任し、取締役(監査等委員を除く。)に就任した1名が含まれているため、支給額はそれぞれの在任期間に基づき区分しております。
3. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第116期定時株主総会において年額204,500千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は5名であります。またこれとは別枠で、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50,000千円以内とすることが2018年6月28日開催の第114期定時株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の員数は5名であります。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第116期定時株主総会において年額44,000千円以内と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名であります。

### ⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会にて決定しており、その内容は以下のとおりであります。

#### ・基本報酬（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

基本報酬については、取締役の役位に応じて支給額を決定しております。なお、監査等委員である取締役に対しては、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給しております。

#### ・業績連動報酬の業績指標の内容及び業績連動報酬の額または数の算定方法の決定方針

報酬委員会にて、各事業年度の共通重要業績指標（受注、売上、営業利益）と取締役ごとに設定する関係重要業績指標（人材育成、品質、リスク管理、効率、その他重点施策）、それらの評価基準及び評価ウェイトを設定します。役位に応じて設定されている業績連動報酬基準額に、設定した評価ウェイト、及び共通重要業績指標・関係重要業績指標の達成度に基づく支給係数を乗じた額を業績連動報酬としております。

当該指標を選択した理由は、共通重要業績指標については、業務執行取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、受注、売上、営業利益が最も適切な指標と判断したためであり、将来の売上につながる受注を獲得していくとともに、より高い売上、営業利益水準を達成することで、持続的成長と企業価値向上を図ることができるためであります。また関係重要業績指標については、上記を達成するための事業基盤を強化するためであります。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、受注19,418百万円、売上19,910百万円、営業利益2,262百万円であります。

#### ・非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針

取締役（監査等委員を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度による譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額50,000千円以内、発行または処分される当社普通株式の総数は年100千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）としております。また対象となる取締役は、本株式の払込期日から3年間の期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない譲渡制限期間を設けております。

なお、当事業年度の交付状況は「2. 会社の現況 (1)株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

・報酬等の種類ごとの割合の決定方針

報酬ごとに各役職位の実績に基づく報酬を算出し、割合が決定されるため、報酬等の種類ごとの割合については事前に決定しておりませんが、業績連動報酬に関する共通重要業績指標と関係重要業績指標の達成度を100%とした場合の報酬ごとの構成比は以下のとおりとなります。なお、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬については、役位上位ほど割合が大きくなります。

役位	役員報酬の構成比			合計
	基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
会長	※	※	—	100%
社長	40.0%	40.0%	20.0%	
副社長	42.1%	39.5%	18.4%	
専務	45.5%	39.4%	15.1%	
常務	50.0%	35.7%	14.3%	
取締役	60.5%	31.6%	7.9%	

※会長職は職務の内容に応じて報酬の内容を都度決定します。

・報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬及び業績連動報酬の支払い時期は、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、月例報酬として支払っております。

また譲渡制限付株式報酬の支払い時期については、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、取締役会で決定しております。

- ・報酬等の決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項  
該当事項はありません。

・その他報酬等の決定に関する事項

各取締役の具体的な報酬額については、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の具体的な報酬額については、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬額等は、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の答申を踏まえて決定されたものであり、また、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、かつ役職位別の支給基準に従っていることを取締役会において確認したこと等から、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであることを取締役会にて判断しております。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員）林 晃史氏は、弁護士（弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長）、株式会社F・O・ホールディングス社外取締役及び三輪運輸工業株式会社社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、公認会計士（沖公認会計士事務所所長）及び岡野食品ホールディングス株式会社社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役（監査等委員）林 晃史氏は、当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査等委員会15回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的な見識を有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、子会社管理や不適切な性能試験事案について、専門的な立場から適宜必要な助言を行う等、期待されている役割・責務を十分に発揮しております。

なお、「1. 企業集団の現況 (4)対処すべき課題」に記載の当社製品の性能試験に係る不適切行為については、当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事実の判明後は、社内調査委員会の委員長として、再発防止策の提言等を行いました。

- ・ 取締役（監査等委員）川島一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会15回全て、監査等委員会15回全てに出席いたしました。海外を含む豊富な実務経験と幅広い知見を有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、子会社管理や事業戦略等、経営全般について助言等を行う等、期待されている役割・責務を十分に発揮しております。

なお、「1. 企業集団の現況 (4)対処すべき課題」に記載の当社製品の性能試験に係る不適切行為については、当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事実の判明後は、社内調査委員会の委員として、再発防止策の提言等を行いました。

- ・ 取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、当事業年度に開催された取締役会15回全て、監

査等委員会15回全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識を有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、四半期ごとの決算レビュー等について、専門的な立場から助言を行う等、期待されている会計処理の妥当性、適正性、財務報告の信頼性を確保するための役割・責務を十分に果たしております。

なお、「1. 企業集団の現況 (4)対処すべき課題」に記載の当社製品の性能試験に係る不適切行為については、当該事実の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事実の判明後は、社内調査委員会の委員として、再発防止策の提言等を行いました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 1	35,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記の他に前事業年度に係る監査に対する追加報酬9,300千円を支払っております。

③ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な海外子会社であるTEIKOKU USA INC.、大連帝国キャンドモータポンプ有限公司及びHYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規則に則り株主総会に提出する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、保有する情報関連資産の管理に関わる基本原則である「情報管理に係る基本方針」及びそれに付随する諸規定に基づき情報の保存・管理を行う。各部署に情報の保存・管理に関する責任者を設置し、その総括窓口を経営企画部とする。

### ② 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスク管理を統括する組織として、各部門から任命された委員からなるリスク管理委員会を設置し、各部門の業務に係るリスクの抽出・評価・管理を行う。個々のリスクについての管理責任者は当該部門からの委員とする。リスク管理委員会の委員長は総務本部長とし、活動状況を取締役に報告する。

リスク管理委員会は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制についても、財務報告の適正性を確保するための整備状況及び運用状況について審議を行う。

当社では、大震災等の災害や感染症が発生した場合のBCP（事業継続計画）の一環として「危機管理規定」を制定しており、不測の事態が発生した場合には、必要に応じ代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置、全役員が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、または損害の拡大を最小限にとどめる体制をとる。グループ各社は当社の「危機管理規定」を準用する。

### ③ 当社企業グループの取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を原則として1か月に1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

取締役会は、重要な業務執行のうち、取締役会の決議が必要である事項以外について、代表取締役社長に対する権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。

代表取締役社長は自らが議長を務める経営会議での決定に基づき効率的な業務執行を行う。経営会議は、執行役員で構成され、各執行役員の業務執行については、「組織規定」、「職務分掌規定」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めることとする。

グループ各社は、「関係会社管理規定」及び「海外子会社管理規定」に基づき、事業状況、財務状況その他の重要事項については、当社に対し定期的な報告を行うとともに、定期的に開催する取締役会において経営管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を

確保する。また、グループ各社は、当社の監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長及び取締役会に報告を行う。

④ 当社企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用するコンプライアンス体制の基礎として、「帝国電機製作所グループ行動規範」を定める。また、各部署及びグループ各社にコンプライアンス責任者を設置し、経営企画部がそれを統括する。経営企画部は、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を推進するため、各部署及びグループ各社の責任者を通じ、全社員に対し指導・徹底を行い、必要に応じ研修・勉強会を実施する。

当社は、内部通報制度を設け、役職員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、常勤監査等委員または社外弁護士に通報しなければならないと定める。グループ各社は当社の内部通報制度を準用する。当社及びグループ各社には、通報内容の守秘義務があり、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況については、当社企業グループは反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を遮断する。「帝国電機製作所グループ行動規範」にその旨を明文化し、役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用する行動規範として「帝国電機製作所グループ行動規範」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規定を定めるものとする。各部署及びグループ各社に、情報管理責任者・コンプライアンス責任者を置くとともに、経営企画部がグループ全体の情報管理及びコンプライアンス体制を統括・推進する体制とする。

また、内部監査部門である監査室は、当社及びグループ各社に対し財務報告に係る内部統制評価を含む内部監査を実施し、当社グループの内部統制の有効性を評価する。内部監査計画及び内部監査結果については、監査室が代表取締役社長及び取締役会へ直接報告を行う。

なお、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、

代表取締役社長は内部監査部門を中心に人選を行い、その任（兼任）に当てるものとする。また、監査等委員でない取締役の中から、取締役会の決議によって、監査等委員の監査等を補助する職責を担う「監査等特命取締役」を選任することができる。当社監査等委員会の職務の補助を担当する取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請、指示された事項を最優先に行うものとするとともに、当該取締役及び使用人の異動等人事については監査等委員会の同意を要するものとし、独立性を確保する。

- ⑦ 当社企業グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社企業グループの取締役及び使用人等（以下「役職員」という）は、当社企業グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または取締役による重大な法令・定款違反行為があることを発見したとき、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。また、「監査等委員会規則」で、監査等委員は必要に応じ、または定例の監査等委員会において役職員から報告を受ける旨を規定する。

監査等委員は、取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社企業グループの役職員にその説明を求めることができるものとする。当社企業グループの役職員は、当社監査等委員会が選定した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行うものとする。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社企業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの役職員に周知徹底する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について費用の前払い等を請求した場合は、会社は監査等委員の当該職務の執行に必要でない認められるときを除きこれを拒むことができない。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行について

- ・ 当事業年度は取締役会を15回開催し、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項、その他経営に関する重要事項の決議を行い、また職務の執行状況の報告を行っております。
- ・ 重要な業務執行のうち、取締役会の決議が必要である事項以外について代表取締役社長に権限委譲を行い、代表取締役社長は自らが議長を務める経営会議での決定により効率的な業務執行を行っております。
- ・ 子会社における事業状況、財務状況その他の重要事項について、毎月当社に対し報告を行っております。また定期的に開催する取締役会において当社と経営管理情報の共有を図りながら、業務の適正を確保するための体制を維持しております。

### ② コンプライアンスに関する取り組みについて

- ・ 当社グループの存在意義、目的である「経営理念」と、それを実現していくための行動、判断基準である「行動指針」を2021年12月に制定しました。今後これらを当社グループ共通の価値基準とし、浸透させてまいります。
- ・ 当社及び国内子会社においてワークショップ形式によるコンプライアンス勉強会を実施しました。また、2021年10月より当社及び国内子会社の各部門において毎月コンプライアンス教育を実施する等、コンプライアンス意識の醸成を図っております。
- ・ 監査室は、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制評価を含む内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しました。
- ・ 内部通報制度に基づき、当事業年度において1件通報を受け、事務局が調査、事実確認のうえ対応し、当社グループのコンプライアンス遵守強化を徹底しております。
- ・ 反社会的勢力の排除への取り組みについては、警察当局、地域企業との間で反社会的勢力に関する意見交換を継続的に行い、反社会的勢力との接触があった場合の対策を講じております。事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を維持しております。

③ リスク管理に対する取り組みについて

- ・ リスク管理に対する取り組みについてはリスク管理委員会で行っております。当事業年度は12回開催し、各部門のアンケート回答によりリスクを抽出し、その結果に基づき、発生頻度、業績等への影響度を算出したリスクマトリックスを作成し、対応すべきリスク、対応部門を選定する等、業務に係るリスクの抽出・評価・管理を行っております。対応部門は対応策を検討・実施し、進捗状況の報告をリスク管理委員会で行っております。

また当事業年度においては、リスク管理委員会において気候変動関連のリスク及び機会の抽出、評価を行い、対応方針について決定いたしました。

なお、リスク管理委員会の活動状況報告については、取締役会で行っております。

- ・ 情報管理については、役職員に対する標的型攻撃メール訓練、エンドポイントセキュリティの見直し等を行い、情報セキュリティ強化を図っております。
- ・ 金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制については、財務報告の適正性を確保するための整備状況及び運用状況についてリスク管理委員会等において審議及び報告を行っております。

④ 監査等委員会の職務の執行について

- ・ 監査等委員会は、監査計画に基づき監査を実施しております。また、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて取締役、管理職との意見交換、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧等、情報収集に努めております。
- ・ 当事業年度は監査等委員会を15回開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告等を行っております。
- ・ 選定監査等委員は、リスク管理委員会に出席し、必要に応じて当社のリスク管理状況について意見を述べております。
- ・ 監査等委員は、報酬委員会及び指名委員会に出席し、取締役の指名、報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を図っております。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人との間で、定期的に監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を行っております。また、内部監査部門との間で、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況等の情報共有を図っております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「みんなで良くなる」「誠実に事に当たろう」「積極的にやろう」という社是のもと、1939年の創業以来、鉄道信号機の製造・販売や電気自動車の開発など、常に研究開発型企業として成長を続けてまいりました。この永年にわたって培われた技術の積重ねによって、1960年に独自技術で当社の現在の主力製品である完全無漏洩の「テイコクキャンドモータポンプ」の開発に成功し、それが現在まで続く当社発展の原動力となっています。キャンドモータポンプは、有害な液体や危険な液体を絶対に外部へ漏らさないという構造的特徴を持っており、人や地球環境に最も優しいポンプとして地球環境問題に大きく貢献しています。そして、当社はその製造や製品検査に関する装置の開発など、製造にかかわる技術も自社開発に徹しており、その結果としてこれらについての特許も数多く取得しています。また、当社のキャンドモータポンプは、顧客の多様な要求を満足させるために個別受注生産されています。その構造的特徴から危険な現場で使用されることも多く、高い信頼性や長期にわたる過酷な使用環境に耐え得るだけの耐久性も要求されるため、その営業・設計には製品に対する深い知識のみならず、顧客の使用条件に対応できる豊富な知識と経験・ノウハウが必要となり、製造には高度な熟練技術を要します。そのため当社では、研究開発から製造、販売、メンテナンスまで一貫したサポート体制を構築しており、顧客との長期的な信頼関係を築くことにより、これらの経験やノウハウを蓄積しています。

このように、当社事業は地道な研究開発や数多くの納入実績に裏打ちされた経験やノウハウ、長期的な視点に基づく設備投資や人材育成、取引先や地域社会との信頼関係など、永年にわたる努力の積重ねの上に成立しています。

当社の企業価値の源泉は、社是のもとこれらを支える豊富な知識と経験を持つ人材であること、及び脈々と受け継がれてきた経営資源や社風、そして株主の皆様方を始めとしたステークホルダーとの信頼関係が企業価値や株主共同の利益を支える基盤であるということが、当社の現状に対する基本認識であります。

当社を支配する者のあり方については、当社は株式公開会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付であっても、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、その目的、方法等において、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。判断にあたっては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、慎重に当該買付行為または買収提案の当社企業価値・株主共同の利益への影響等を検討し、判断する必要があると認識しています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって、具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社株式の取引や異動の状況を常に注視するとともに、危機対応マニュアルに基づいて社内体制を整え、役割分担・対応方法等を明確にして、当社株式を大量に取得し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する者が出現した場合に備えています。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の可否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えています。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,099,659</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,368,157</b>
現金及び預金	14,441,811	支払手形及び買掛金	2,110,839
受取手形、売掛金及び契約資産	6,604,424	電子記録債務	635,722
電子記録債権	1,278,989	短期借入金	340,000
製品	1,805,280	リース債務	97,070
仕掛品	1,846,682	未払法人税等	497,494
原材料及び貯蔵品	1,558,859	製品保証引当金	35,911
その他	1,177,334	賞与引当金	520,341
貸倒引当金	△613,722	その他	3,130,778
<b>固定資産</b>	<b>10,901,464</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,341,899</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,689,880</b>	長期借入金	79,380
建物及び構築物	4,622,790	リース債務	215,351
機械装置及び運搬具	1,682,728	繰延税金負債	204,111
土地	1,837,243	退職給付に係る負債	533,544
リース資産	278,310	その他	309,512
建設仮勘定	52,310	<b>負債合計</b>	<b>8,710,057</b>
その他	216,497	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>181,692</b>	株主資本	<b>28,493,060</b>
その他	181,692	資本金	3,143,675
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,029,891</b>	資本剰余金	3,331,904
投資有価証券	1,062,830	利益剰余金	23,882,434
長期貸付金	8,842	自己株式	△1,864,953
繰延税金資産	348,605	その他の包括利益累計額	1,525,953
退職給付に係る資産	170,010	その他有価証券評価差額金	419,567
その他	467,802	為替換算調整勘定	1,110,077
貸倒引当金	△28,200	退職給付に係る調整累計額	△3,691
<b>資産合計</b>	<b>39,001,124</b>	非支配株主持分	272,053
		<b>純資産合計</b>	<b>30,291,067</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>39,001,124</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		22,244,497
売上原価		13,192,206
売上総利益		9,052,290
販売費及び一般管理費		6,557,594
営業利益		2,494,696
営業外収益		
受取利息	64,026	
受取配当金	31,149	
受取賃貸料	33,214	
為替差益	154,649	
スクラップ売却益	82,997	
雇用調整助成金	52,725	
太陽光売却収入	11,500	
その他	64,339	494,603
営業外費用		
支払利息	17,394	
太陽光売却原価	7,513	
その他	10,642	35,549
経常利益		2,953,749
特別利益		
投資有価証券売却益	1,360	1,360
特別損失		
固定資産売却損	22,206	22,206
税金等調整前当期純利益		2,932,903
法人税、住民税及び事業税	818,411	
法人税等調整額	39,574	857,986
当期純利益		2,074,917
非支配株主に帰属する当期純利益		87,218
親会社株主に帰属する当期純利益		1,987,699

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残高	3,132,976	3,321,205	22,555,470	△1,000,919	28,008,733
会計方針の変更による累積的影響額			37,663		37,663
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,132,976	3,321,205	22,593,133	△1,000,919	28,046,396
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	10,698	10,698			21,397
剰余金の配当			△698,399		△698,399
親会社株主に帰属する当期純利益			1,987,699		1,987,699
自己株式の取得				△864,034	△864,034
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	10,698	10,698	1,289,300	△864,034	446,663
2022年3月31日 残高	3,143,675	3,331,904	23,882,434	△1,864,953	28,493,060

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日 残高	481,826	194,283	△16,288	659,821	166,362	28,834,917
会計方針の変更による累積的影響額						37,663
会計方針の変更を反映した当期首残高	481,826	194,283	△16,288	659,821	166,362	28,872,580
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						21,397
剰余金の配当						△698,399
親会社株主に帰属する当期純利益						1,987,699
自己株式の取得						△864,034
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△62,259	915,793	12,597	866,131	105,691	971,822
連結会計年度中の変動額合計	△62,259	915,793	12,597	866,131	105,691	1,418,486
2022年3月31日 残高	419,567	1,110,077	△3,691	1,525,953	272,053	30,291,067

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,918,332</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,462,187</b>
現金及び預金	6,264,613	支払手形	91,726
受取手形	214,442	電子記録債権	588,512
電子記録債権	673,793	買掛金	338,849
売掛金及び契約資産	3,995,218	リース債権	2,267
製品	276,761	未払金	321,777
仕掛品	387,569	未払法人税等	244,099
原材料及び貯蔵品	1,032,079	契約負債	21,192
費用	74,043	預り金	465,863
前払短期貸付金	82,000	製品保証引当金	16,561
関係会社短期貸入金	252,348	賞与引当金	361,223
その他の金	666,460	その他の	10,114
貸倒引当金	△1,000	<b>固定負債</b>	<b>201,379</b>
<b>固定資産</b>	<b>9,856,112</b>	リース債権	4,525
<b>有形固定資産</b>	<b>5,434,557</b>	退職給付引当金	187,723
建物	3,174,773	長期未払金	6,829
構築物	279,676	その他の	2,300
機械及び装置	945,677	<b>負債合計</b>	<b>2,663,566</b>
車両運搬具	9,449		
工具器具及び備品	94,082	<b>(純資産の部)</b>	
土地	897,904	<b>株主資本</b>	<b>20,708,043</b>
リース資産	6,176	資本金	3,143,675
建設仮勘定	26,817	資本剰余金	3,331,904
<b>無形固定資産</b>	<b>148,597</b>	資本準備金	2,931,466
ソフトウェア	144,365	その他資本剰余金	400,438
電話加入権	4,232	<b>利益剰余金</b>	<b>16,097,417</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,272,957</b>	利益準備金	145,275
投資有価証券	1,007,438	その他利益剰余金	15,952,141
関係会社株式	1,716,678	固定資産圧縮積立金	156,184
出資	30	別途積立金	6,211,000
関係会社出資金	815,405	繰越利益剰余金	9,584,957
関係会社長期貸付金	8,842	<b>自己株式</b>	<b>△1,864,953</b>
関係会社長期貸付金	306,120	評価・換算差額等	402,833
長期前払費用	15,716	その他の有価証券評価差額金	402,833
前払年金費用	33,400	<b>純資産合計</b>	<b>21,110,877</b>
繰延税金資産	132,832	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>23,774,444</b>
その他の金	222,703		
貸倒引当金	41,991		
	△28,200		
<b>資産合計</b>	<b>23,774,444</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		10,090,806
売上原価		6,555,162
<b>売上総利益</b>		<b>3,535,643</b>
販売費及び一般管理費		2,812,730
<b>営業利益</b>		<b>722,912</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	478,732	
為替差益	152,707	
受取賃貸料	38,882	
経営指導料	5,411	
太陽光売電収入	11,500	
その他	32,567	719,801
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1,505	
賃貸費用	11,356	
太陽光売電原価	7,513	
その他	0	20,375
<b>経常利益</b>		<b>1,422,338</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	1,360	1,360
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	19,652	19,652
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,404,046</b>
法人税、住民税及び事業税	355,189	
法人税等調整額	△45,808	309,380
<b>当期純利益</b>		<b>1,094,666</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2021年4月1日 残高	3,132,976	2,920,767	400,438	3,321,205	145,275	161,993	6,211,000	9,144,123	15,662,392
会計方針の変更による累積的影響								38,757	38,757
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,132,976	2,920,767	400,438	3,321,205	145,275	161,993	6,211,000	9,182,881	15,701,150
事業年度中の変動額									
新株の発行	10,698	10,698		10,698					
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,808		5,808	—
剰余金の配当								△698,399	△698,399
当期純利益								1,094,666	1,094,666
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	10,698	10,698	—	10,698	—	△5,808	—	402,076	396,267
2022年3月31日 残高	3,143,675	2,931,466	400,438	3,331,904	145,275	156,184	6,211,000	9,584,957	16,097,417

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2021年4月1日 残高	△1,000,919	21,115,655	457,978	21,573,633
会計方針の変更による累積的影響		38,757		38,757
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,000,919	21,154,413	457,978	21,612,391
事業年度中の変動額				
新株の発行		21,397		21,397
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰余金の配当		△698,399		△698,399
当期純利益		1,094,666		1,094,666
自己株式の取得	△864,034	△864,034		△864,034
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△55,144	△55,144
事業年度中の変動額合計	△864,034	△446,369	△55,144	△501,514
2022年3月31日 残高	△1,864,953	20,708,043	402,833	21,110,877

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社帝国電機製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福岡 宏 之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社帝国電機製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社帝国電機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社帝国電機製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田	朝喜
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福岡	宏之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社帝国電機製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集  
ご  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、当事業年度に判明しました当社製品の性能試験に係る不適切行為につきましては、監査等委員会として、2022年2月2日公表の再発防止策が適切に行われていることを確認しており、今後もその取り組み状況を注視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社帝国電機製作所 監査等委員会

監査等委員 林 晃 史 ㊟

監査等委員 川 島 一 郎 ㊟

監査等委員 沖 剛 誠 ㊟

常勤監査等委員 阿 部 孝 司 ㊟

(注) 監査等委員林 晃史、川島一郎及び沖 剛誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の事業展開等も総合的に勘案したうえで、剰余金の処分を決定しております。第118期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案のうえ以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき32円

配当総額 608,133,184円

なお、中間配当として1株につき18円をお支払いいたしておりますので、通期の配当金は1株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>  (新 設)	(削 除)   (電子提供措置等) 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第 1 条</u> 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会からは、特段の意見はありません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>ころ やす よし ひろ 頃 安 義 弘 (1963年2月28日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2010年1月 当社国内営業本部定量ポンプ開発プロジェクトチーム部長 2010年7月 当社技術開発本部技術部長 2011年6月 当社調達本部品質保証部長 2013年1月 当社技術開発本部開発部長 2013年6月 当社技術開発本部長兼開発部長 2014年3月 当社技術開発本部長兼開発部長兼技術部長 2015年6月 当社取締役技術開発本部長兼開発部長兼技術部長 2016年10月 当社取締役品質保証本部長兼品質保証部長 2017年6月 当社取締役執行役員品質保証本部長兼品質保証部長 2018年4月 当社取締役執行役員社長付 2018年6月 当社取締役[常勤監査等委員] 2020年6月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長兼開発部長 2021年2月 当社代表取締役社長執行役員技術開発本部長 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現在に至る)</p>	24,200株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、技術開発、品質保証部門の責任者を歴任し、当社製品の技術・品質に精通している他、常勤監査等委員としての経験を通じ、当社グループのコーポレート・ガバナンスに対する知見も有しております。2021年2月より代表取締役社長執行役員に就任以降、自由闊達に意見が言える雰囲気づくり、意見を真摯に受け止める姿勢、情報を幅広く共有化する文化の醸成に努めております。また、経営理念・行動指針制定を主導し、当社の目指していく方向性を明確にする等、当社グループ全体の組織力強化に邁進しております。 今後も当社グループ全体の経営に関し適切な監督を行い、当社の企業価値向上に寄与できる人物と判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p>むら た きよし 村田 潔 (1962年7月18日生)</p>	<p>1985年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2015年2月 当社入社 当社総務本部総務部長 2015年9月 当社総務本部経営企画部長 2018年4月 当社経営企画本部長兼経営企画部長 2018年6月 当社執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 2019年6月 当社取締役執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 2019年9月 当社取締役執行役員総務本部長兼経営企画部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員総務本部長兼経営企画部長 (現在に至る)</p>	8,900株
<p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、総務部門担当取締役として、総務、経営企画、情報システム部門を統括し、経営計画策定、コーポレート・ガバナンスや内部統制強化、IR推進等に邁進しております。加えて、新型コロナウイルス感染症への感染対策の徹底や人事制度・働き方の見直し等に精力的に取り組んでおります。これらの実績を踏まえ、今後も同氏の幅広い知見が当社の企業価値向上に寄与できると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	さとう てつぞう 佐藤 哲造 (1964年2月28日生)	1986年4月 当社入社 2007年10月 当社国内営業本部東日本営業部長 2009年4月 当社生産本部調達部長 2012年1月 当社国内営業本部西日本営業部長 2013年10月 当社生産本部生産管理部長 2018年4月 当社生産管理本部副本部長兼調達部長 2019年1月 当社調達本部長兼調達部長 2019年6月 当社執行役員調達本部長兼調達部長 2019年9月 当社執行役員生産本部副本部長兼開発部 長 2020年4月 当社執行役員技術開発本部長兼開発部長 2020年6月 当社取締役執行役員営業本部長 兼大連帝国キャンドモータポンプ有限公 司董事長 (現在に至る) ・重要な兼職の状況 大連帝国キャンドモータポンプ有限公司董事長	99,700株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、営業部門担当取締役として、国内外の営業を統括している他、技術開発、生産管理、調達部門等の責任者を歴任し、当社業務に精通しております。また、2020年6月より中国子会社の董事長に就任し、中国子会社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化に邁進しております。これらの実績と経験に基づき、当社の企業価値向上に寄与できる人物と判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
4	か げん たか し 加 減 孝 司 (1963年8月7日生)	1986年4月 当社入社 2007年10月 当社国内営業本部営業企画部長 2009年4月 当社国内営業本部東日本営業部長 2012年4月 当社国際営業本部国際事業部長 2012年10月 当社国際営業本部国際事業部(部長) TEIKOKU USA INC. Vice President 2014年1月 当社国際営業本部プロジェクト部長 2015年9月 当社プロジェクト本部長兼プロジェクト 部長 2017年4月 当社調達本部長兼調達部長 2017年6月 当社執行役員調達本部長兼調達部長 2017年10月 当社執行役員調達本部長兼調達部長兼原 価管理部長 2018年4月 当社執行役員製造本部長 2019年1月 当社執行役員営業本部長 2019年9月 当社監査室長 2020年6月 当社取締役[常勤監査等委員] 2021年6月 当社取締役執行役員技術開発本部長 (現在に至る)	15,800株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、技術開発部門担当取締役として技術、開発、プロジェクト部門を統括している他、国内外の営業、プロジェクト、調達、製造部門等の責任者を歴任し、当社業務に精通しております。また、常勤監査等委員としての経験を通じ、当社グループのコーポレート・ガバナンスに対する知見も有しております。幅広い分野での豊富な実績と経験に基づき、今後も同氏が当社の企業価値向上に寄与できると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は、「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ②補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者との間で、当該補償契約を継続する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	あ べ たか し 阿 部 孝 司 (1964年10月18日生)	1987年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2020年4月 当社入社 当社総務本部長付部長 2021年6月 当社取締役[常勤監査等委員] (現在に至る)	300株
<p>[監査等委員である取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、監査等委員である取締役として経営の意思決定に参画するとともに、社外取締役（監査等委員）や内部監査部門と連携して、業務執行の監査や経営の監督等を行っております。また、海外業務に関する豊富な経験や海外子会社の管理体制整備、監査体制・監査手法の見直し等の実績を踏まえ、当社グループ全体の経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株式の数
2	<p style="text-align: center;">はやし こう し 林 晃 史 (1959年9月18日生)</p>	<p>1990年 4 月 神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会）登録 北山法律事務所（現弁護士法人神戸京橋 法律事務所）入所</p> <p>2009年 5 月 弁護士法人神戸京橋法律事務所副所長</p> <p>2012年 4 月 兵庫県弁護士会会長</p> <p>2015年 6 月 当社社外取締役</p> <p>2015年 9 月 株式会社F・O・ホールディングス社外 取締役 (現在に至る)</p> <p>2016年 4 月 日本司法支援センター兵庫地方事務所所 長</p> <p>2016年 6 月 当社社外取締役〔監査等委員〕 (現在に至る)</p> <p>2016年 6 月 三輪運輸工業株式会社社外監査役 (現在に至る)</p> <p>2017年 1 月 弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員 所長 (現在に至る)</p> <p>2022年 4 月 日本弁護士連合会副会長 (現在に至る)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 日本弁護士連合会副会長 弁護士（弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所長） 株式会社F・O・ホールディングス社外取締役 三輪運輸工業株式会社社外監査役</p>	—
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見を有し、独立した立場から法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般に関して助言を行っております。同氏の当該視点に基づき、当社取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。</p> <p>同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	かわしま いちろう 川島 一郎 (1950年7月24日生)	1973年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2001年4月 同社繊維原料事業部副事業部長 2004年10月 同社金融保険物流カンパニープレジデント補佐 2005年4月 同社オリコ関連事業統括部長 2007年7月 株式会社オリエントコーポレーション執行役員 2011年6月 オリファサービス債権回収株式会社常勤監査役 2018年6月 当社社外取締役 [監査等委員] (現在に至る)	—
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、海外業務を含む豊富な実務経験と幅広い知見を有し、独立した立場から事業戦略等を中心に当社の経営に対する監督や経営全般に関して助言を行っております。同氏の当該視点に基づき、当社取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	おき よし まさ 沖 剛 誠 (1967年2月13日生)	<p>1989年7月 センチュリー監査法人(現EY新日本監査法人)入所</p> <p>1992年3月 公認会計士登録</p> <p>1996年7月 川上公認会計士事務所入所</p> <p>1998年7月 沖公認会計士事務所を開設 (現在に至る)</p> <p>2010年6月 日本公認会計士協会兵庫会幹事</p> <p>2011年4月 姫路市包括外部監査人</p> <p>2011年6月 岡野食品ホールディングス株式会社社外監査役 (現在に至る)</p> <p>2018年6月 当社社外取締役[監査等委員] (現在に至る)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 公認会計士(沖公認会計士事務所所長) 岡野食品ホールディングス株式会社社外監査役</p>	15,000株
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、独立した立場から財務・会計等を中心に当社の経営に対する監督や経営全般に関して助言を行っております。同氏の当該視点に基づき、当社取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林 晃史氏、川島一郎氏及び沖 剛誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社社外取締役在任期間は、林 晃史氏は、本総会終結の時をもって7年、川島一郎氏及び沖 剛誠氏は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、林 晃史氏、川島一郎氏及び沖 剛誠氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 阿部孝司氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予

- 定であります。
6. 当社は各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は、「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ②補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者との間で、当該補償契約を継続する予定であります。
  7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の再任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
  8. 当社は林 晃史氏、川島一郎氏及び沖 剛誠氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
  9. 林 晃史氏、川島一郎氏及び沖 剛誠氏が当社監査等委員である社外取締役在任中に、当社が販売したキャンドモータポンプの一部の機種のパフォーマンス試験において、不適切な行為があったことが判明し、2021年6月に当該事実を公表いたしました。各氏は、当社からの報告を受けるまで当該事実を把握しておりませんでした。日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該事実の判明後は、事実関係の把握及び原因究明並びに品質管理・コンプライアンス体制の強化を強く求めるとともに、再発防止のための提言を行う等、その職責を果たしています。

【ご参考：取締役のスキルマトリックス】

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終了後の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営 SDGs	財務・会計・ 人事	法務・ リスク マネジメント	グローバル	営業・ マーケティング	技術開発・ 製造・IT
頃 安 義 弘	○	○	○		○	○
村 田 潔	○	○	○			○
佐 藤 哲 造			○	○	○	○
加 減 孝 司			○	○	○	○
阿 部 孝 司		○	○	○		
林 晃 史			○			
川 島 一 郎	○			○		
沖 剛 誠		○				

※上記一覧表は、各取締役候補者が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.



メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.



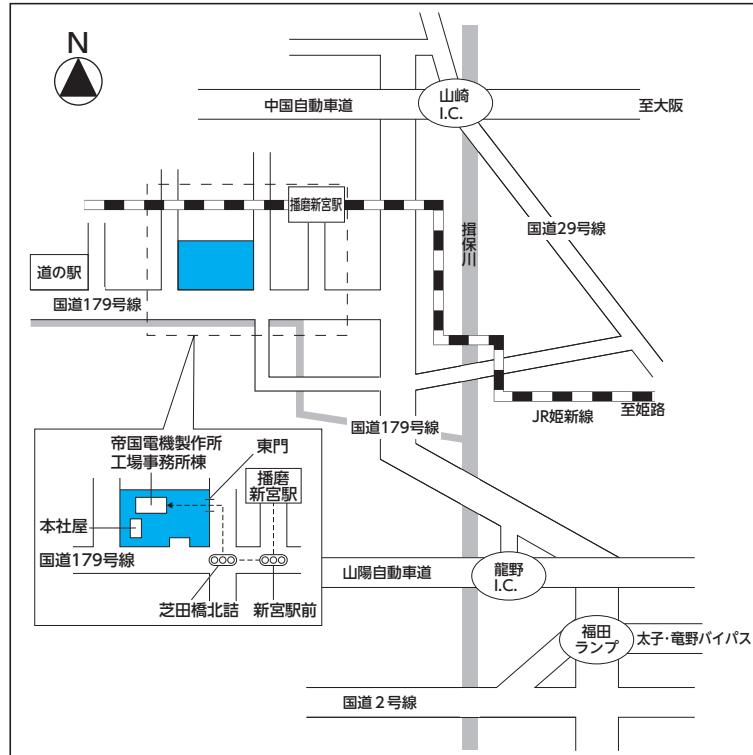
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

## 株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県たつの市新宮町平野60番地  
当社工場事務所棟3階誠和ホール  
(本社工場東門からお入りください。)  
電話0791-75-0411

※障がい者用駐車場を設けておりますのでご利用ください。



- ・ JR 姫新線「播磨新宮駅」より徒歩約10分
- ・ 中国自動車道「山崎I.C.」より車で約20分
- ・ 山陽自動車道「龍野I.C.」より車で約20分
- ・ 太子・竜野バイパス「福田ランプ」より車で約20分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。